

中堅企業等への支援施策について

令和8年2月

中部経済産業局 経営支援課

生産・物流拠点の新設・増強

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的としている。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

【適用期限：令和9年度末まで】（詳細は「[税制支援](#)」ページおよび[国税庁HP](#)）

税制適用の主な注意点

- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
- 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
- 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
- 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ 類型B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○ パートナースhip構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上 	50%	6%		
上乗せ 類型A ①②③	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること ③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率 & 投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする）	50%	5%	20%	2%
通常類型	（地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について） <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） ○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上）等 	35%	4%		

・ 被災自治体向けの「災害特例」については、先進性に係る要件が緩和されております。[こちらのリンク](#)をご参照ください（経産省HP）。

・ 上乗せ類型A③は、地域経済牽引事業の計画承認日が令和7年4月1日以降である必要があります。

（※）事業計画の承認日が令和7年3月31日以前である場合、経過措置として、上乗せ類型Aで求められる「1億円以上の付加価値額を創出すること」に関する要件は不要になります（A②除く）。また、通常類型においても「設備投資額が2,000万円以上であって、総額が前年度減価償却費の20%以上であること」となります。

大胆な投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

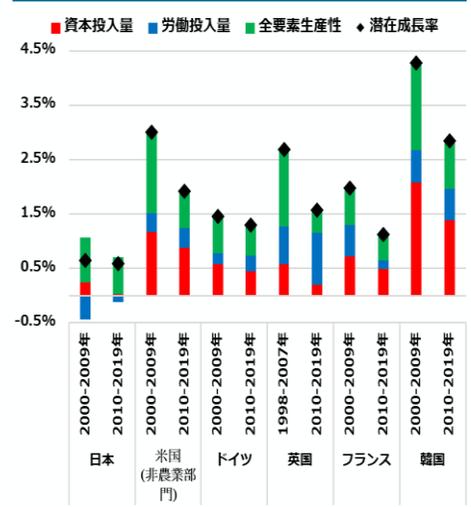
- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額 ROI水準：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） <ul style="list-style-type: none"> 控除上限：法人税額の20% 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） <ul style="list-style-type: none"> 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
 <海外投資→国内投資>

- 電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- 自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

<投資規模小→投資拡大・実現>

- 造船
「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- 半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

各国の投資促進策の動向

- 日本** ● **大胆な投資促進税制を創設。**
- 米国** 🇺🇸 **2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)。**
- ドイツ** 🇩🇪 **2025年7月に成立した減税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)。**

海外展開

インドビジネスの創出・拡大に向けた取組について

- 人口減少、デジタル化やカーボンニュートラルの進展、経済安全保障の確保など、国内外の事業環境変化への対応は急務。これらを新たなビジネスチャンスと捉え、海外の優れた技術やビジネスモデル、人材、市場成長力を取り込みながら、外需獲得のみならず、事業変革やイノベーション創出に繋げることが、中長期的な企業成長の鍵。中部経済産業局では、巨大インド市場に着目し、地域中堅・中小企業のインドビジネス創出・拡大を促す支援プログラムを地域の産学官金（GNI）と連携して展開。

中部地域の産業特性・企業ニーズを踏まえたインドビジネス創出の取組



インド現地でのGN地域企業の活動支援（GNIインド視察ミッション）

- 中部経済産業局とグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会は、インド3都市（デリー及びベンガルール、ハイデラバード）に、企業経営層や支援機関の実務者からなる総勢34名のミッション団を、2025年1月20日から29日にかけて派遣。IMTEX2025（インド工作機械展）にGNI協議会としてブース出展し、参加企業と共にGN地域の強みやビジネス環境等の魅力を発信することでインドの高い成長力を呼び込むプロモーション活動を展開するとともに、中部地域の意欲ある中堅・中小企業のインドでの現地活動を展示会出展や企業視察等のプログラムを通じて支援。

地域企業の現地活動支援（概要）

- ✓ 訪問都市：インド共和国 デリー、ベンガルール、ハイデラバード
- ✓ 日程：2025年1月20日～27日
- ✓ 参加者：
 - インドでの事業展開・拡大を目指すGN地域の中堅・中小企業9社の経営層、企業活動をサポートするGNIC構成機関など支援機関の実務担当者及び専門家、18企業・機関 総勢34名
- ✓ 帯同専門家：Indobox株式会社 代表取締役CEO 丹治 大佑 氏
（インドビジネス情報交換会にモデレータとして各回に参加）
- ✓ 主な訪問先：
 - ①デリー（1月20日～21日）
Bharat Mobility Global Expo 2025、企業視察（インド自動車部品メーカー）、現地進出日系企業との交流 等
 - ②ベンガルール（1月22日～25日）
IMTEX 2025、現地企業視察（インド工作機械メーカー）、現地進出日系企業視察（自動車部品メーカー）、現地進出日系企業との交流 等
 - ③ハイデラバード（1月27日）
インド工科大学ハイデラバード校（IITH）・スズキイノベーションセンター（SIC）、T-Hub・T-Works（インド最大インキュベータ施設）の視察



インド自動車部品メーカー視察
集合写真



インド工作機械メーカー視察



T-Hubとの意見交換

GN地域のプロモーション活動（概要）

- ① Bharat Mobility Global Expo 2025
 期間：2025年1月17日～22日（訪問日：1月21日）
 会場：Yashobhoomi（デリー/自動車部品会場）
 規模：出展企業数1,500社超、来場者50万人超
 活動概要：出展企業に対するGN地域のプロモーション
 主催者（インド自動車部品工業会）との関係構築
- ② IMTEX2025
 期間：2025年1月23日～29日（全日出展）
 会場：ベンガルール国際展示場（BIEC）
 規模：出展企業数1,000社超、来場者10万人超
 ※南アジア・東南アジア最大級の工作機械展
 活動概要：
 - ・ 日本パビリオン内にブース出展し、GN地域の強みやビジネス環境等の魅力を発信するとともに、参加企業の強みやインドビジネスへの期待等を紹介し、ネットワーキング活動を支援することで、インドの高い成長力を呼び込むプロモーション活動を展開。
 - ・ 現地経済団体（ベンガルール商工会議所）との関係構築



インド自動車部品工業会との意見交換



GNI協議会ブース 外観



企業プレゼンテーションの様子



聴講者で賑わうブースイベント

参加機関（18企業・機関 34名）

【参加企業】（50音順）	
1	株式会社アンスコ
2	株式会社イマダ
3	高洋電機株式会社
4	国際電業株式会社
5	株式会社TYK
6	テクノホライゾン株式会社
7	東洋工業株式会社
8	富士ファイン株式会社
9	株式会社八幡ねじ
【専門家】	
10	Indobox株式会社 丹治 大佑
【地方自治体、支援機関】	
11	中部経済産業局
12	愛知県
13	岐阜県
14	三重県
15	名古屋市
16	GNIC
17	日本貿易振興機構（ジェトロ名古屋）
18	株式会社日本貿易保険(NEXI)

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

- グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。

対象事業分野 (変更の可能性あります)

- ①GX分野、②DX分野、③経済安全保障分野

申請類型 (変更の可能性あります)

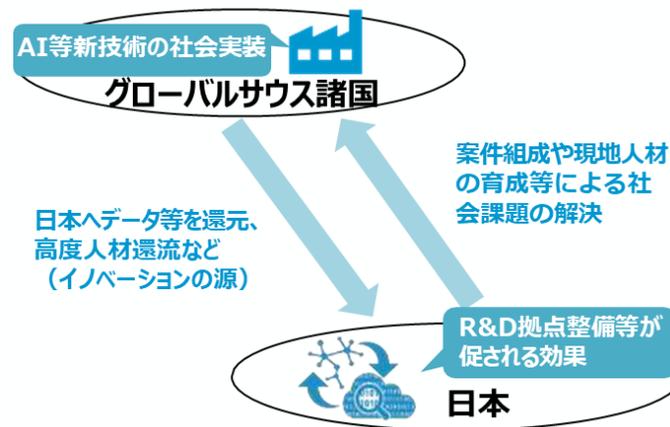
類型①我が国のイノベーション創出につながる共創型

類型②日本の高度技術海外展開型

類型③サプライチェーン強靱化型

※上記のいずれかの類型に合致すること等が申請要件

<事業例>



執行スキーム (変更の可能性あります)

①大型実証

- ✓ 補助額：5億円超、40億円以下
- ✓ 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ✓ 事業期間：最長3年間（ただし、最長でも2030年3月末まで）
- ✓ スケジュール（予定）：公募/3月末～（受付は6月頃を想定）

②小規模実証・FS

- ✓ 補助額：FS事業/上限1億円
小規模実証/上限5億円
- ✓ 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ✓ 事業期間：FS事業/1年間
小規模実証/1年6ヶ月
- ✓ スケジュール（予定）：公募/3月末～（受付は4～5月頃を想定）

※公募前の予告情報のため、変更の可能性のある情報が含まれます。正確な情報は、随時公開する募集要領等を参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html

予算額

令和7年度補正予算額 総額約 **1,546億円** の内数
(国庫債務負担行為等含む)

成果目標

大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。

人材確保・育成

大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	15%					
	+ 5%	20%					
	+ 7%	25%					

中堅企業 ※1	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	25%					

中小企業	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
	+ 2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※2。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要**。

※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



M&A

事業再編計画の認定による登録免許税の軽減

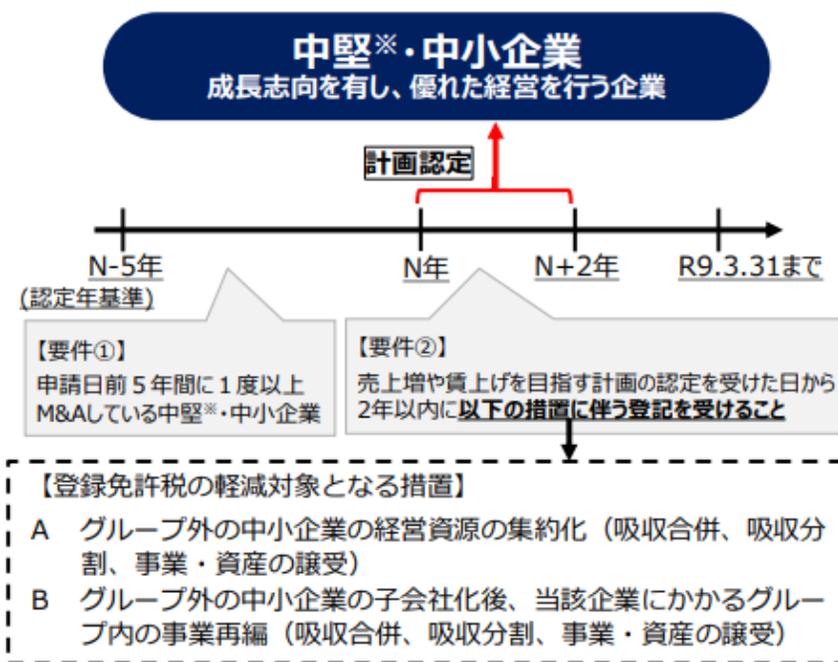
- 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税を軽減
- 令和9年（2027年）3月31日までに事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から1年以内に、当該認定事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能

租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の税率	特例税率	軽減率
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	▲50.0%
2号	合併による設立又は資本金の増加		0.15%	0.1%	▲33.3%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	▲50.0%
3号	分割による設立又は資本金の増加		0.7%	0.5%	▲28.6%
4号 (売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	▲20.0%
		建物	2.0%	1.6%	▲20.0%
	船舶の所有権の取得	船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%
5号	合併による所有権の取得	不動産	0.4%	0.2%	▲50.0%
		船舶	0.4%	0.3%	▲25.0%
6号	分割による所有権の取得	不動産	2.0%	0.4%	▲80.0%
		船舶	2.8%	2.3%	▲17.9%

特別事業再編計画の認定による登録免許税の軽減

- 過去に合併、分割、事業若しくは資産の譲受け、又は他の会社の株式若しくは持分の取得等を行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、新たな需要の相当程度の開拓を目指して行う**他の企業の吸収合併、吸収分割による承継、事業若しくは資産の譲受けを行う際に係る登録免許税を軽減できます。**
- 特別事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から**2年以内**に、当該認定特別事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能です。
【適用期限】令和9年3月31日まで

特別事業再編計画の認定を受けた事業者が実施する
グループ化に向けたM&Aに係る登録免許税を軽減



特別事業再編計画に基づく再編行為では、
登録免許税率を一般の事業再編計画よりも軽減

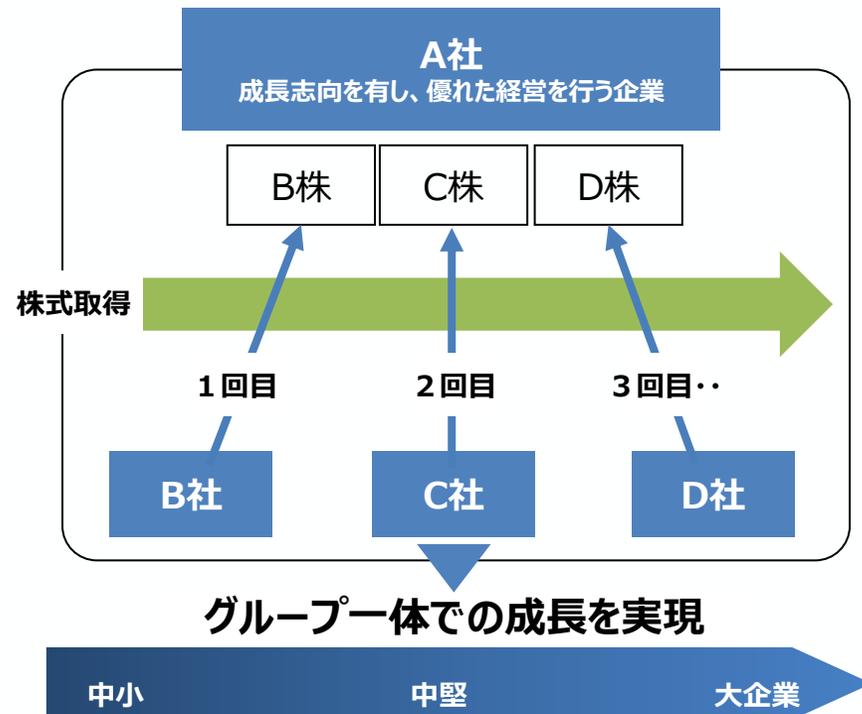
措置の適用対象行為	通常の税率	事業再編税率	特別事業再編税率
合併時の増資の登記	0.15%	0.1%	0.1%
（資本金が増加する場合の合併）	0.7%	0.35%	0.15%
分割時の増資の登記	0.7%	0.5%	0.3%
譲受時の登記	不動産	1.6%	1.2%
	船舶	2.3%	1.8%
合併時の登記	不動産	0.2%	0.1%
	船舶	0.3%	0.2%
分割時の登記	不動産	0.4%	0.1%
	船舶	2.3%	1.8%

※特別事業再編計画の認定を受け、かつ産競法第46条の2に基づく主務大臣の確認を受けた特定中堅企業者に限る

経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

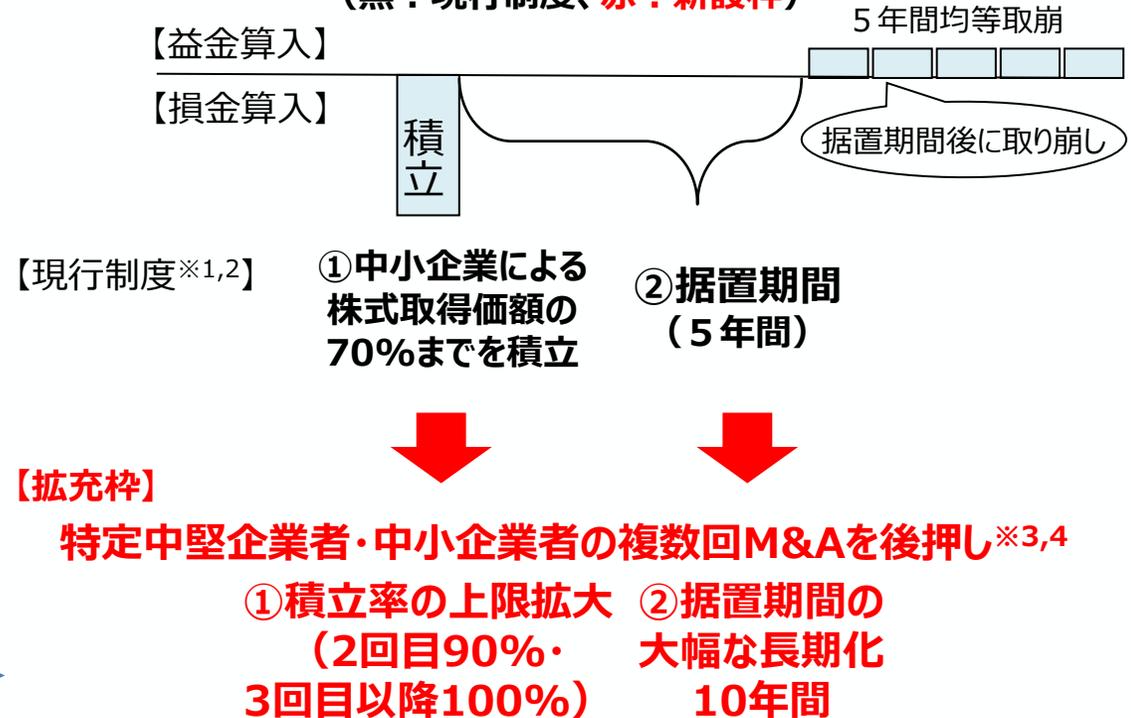
- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金

(黒：現行制度、赤：新設枠)

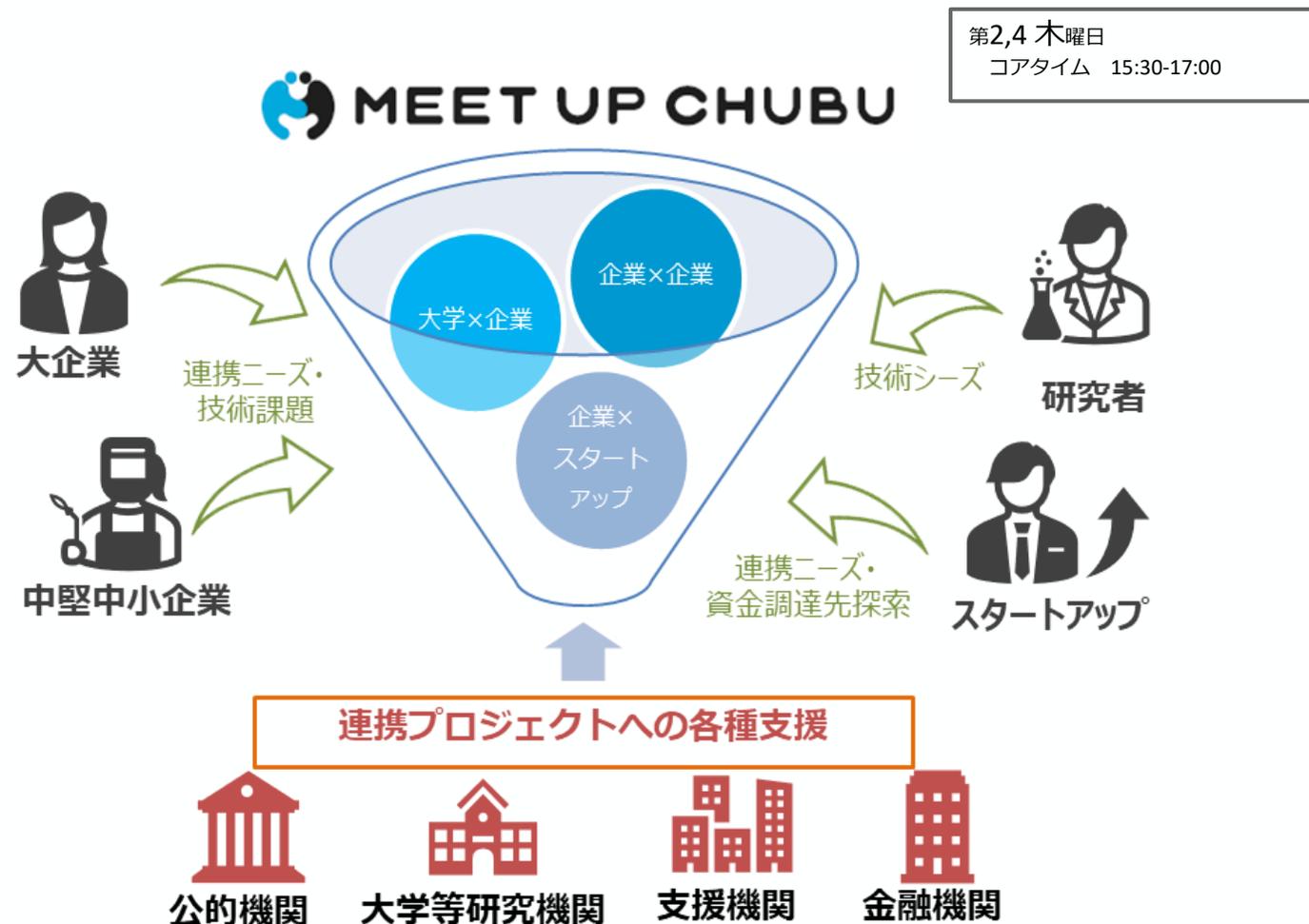


- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 特別事業再編計画の認定を受けた中堅・中小企業が対象。(認定にあたっては、過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

技術開発・新事業展開

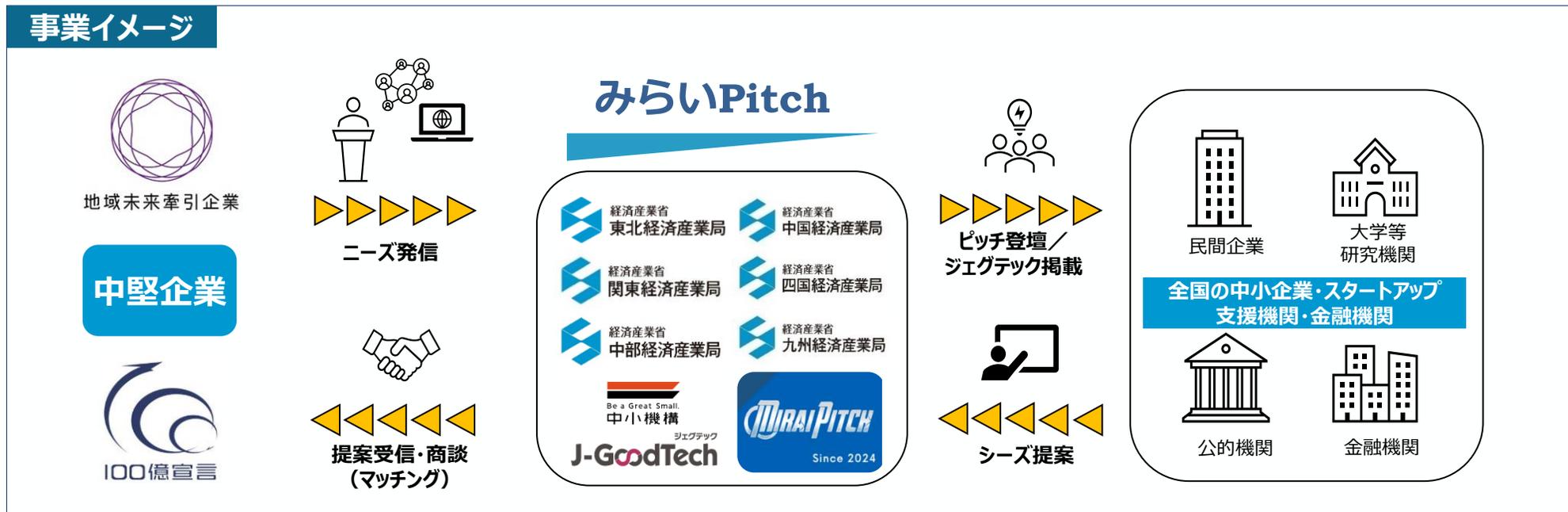
MEET UP CHUBU

「MEET UP CHUBU」は、大学等研究機関やスタートアップを含む企業が、**連携パートナーを探索する場**であり、毎月第2第4木曜日に、技術シーズや技術課題、連携ニーズなどを隔週実施の**ピッチイベント**等で紹介し、新たな連携プロジェクトを次々と創出するプラットフォームです。



未来共創Reverse Pitch（みらいPitch）

- 地域未来牽引企業が将来的な中堅企業のモデル事例となるよう更なる成長を促すためには、地域ブロックを越えて中堅・中小企業・スタートアップ等との**新事業共創に向けた新たな接点構築**が重要。
- このため、全国の経済産業局と中小機構が連携し、**地域未来牽引企業と全国の企業とのマッチングスキームを始動**。マッチング後も一気通貫して伴走し、共創対話の加速をサポート。



ポイント

- ① 地域未来牽引企業等の希望に応じて、イベントで発表したニーズをジェグテックで併せて発信
- ② 局ネットワークで提案を促進、中小機構専門家の引き合わせで商談を効果的・効率的に組成
- ③ マッチング後は課題に応じて伴走しフォローアップ（補助金・専門家の紹介等）



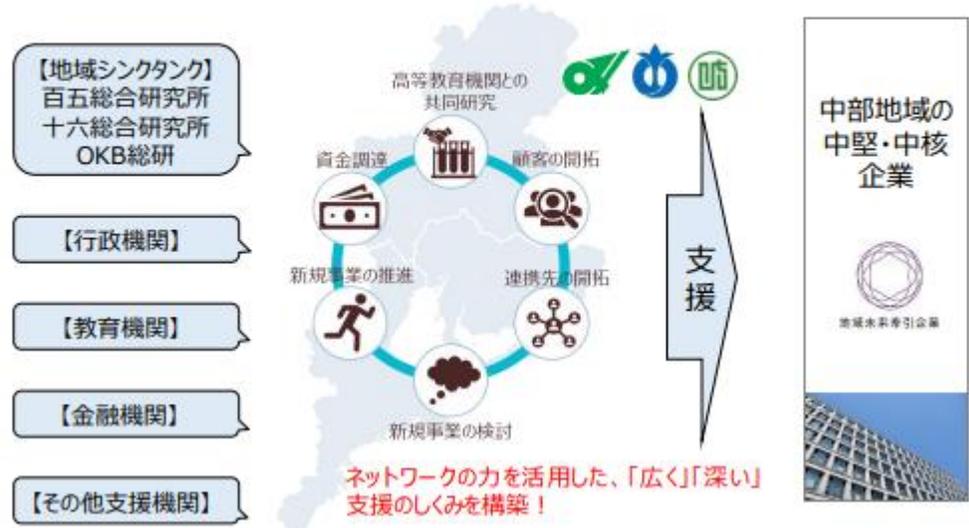
地域の中堅・中核企業支援プラットフォーム –中部エリア–

- 中部（愛知・岐阜・三重）の地域シンクタンク・地域金融機関・技術支援機関・行政機関等が一体となった「中部 新事業展開・創造プラットフォーム」で、中部エリアの中堅・中核企業の経営拡大に伴う新規事業展開等の取組をサポートします。

プラットフォームの概要

中部（愛知・岐阜・三重）エリアの地域経済を牽引する存在である中堅・中核企業の、経営規模拡大に伴う課題への支援や新事業展開への支援を行うための基盤となるプラットフォームを構築し、ネットワーク効果を発揮しながら、支援対象企業の多様な困りごとに対応した支援リソースのマッチング環境を整備します。

愛知・岐阜・三重の地域シンクタンク・地域金融機関・技術支援機関・行政機関等がネットワークとして機能することで、中堅・中核企業の幅広い課題に対応

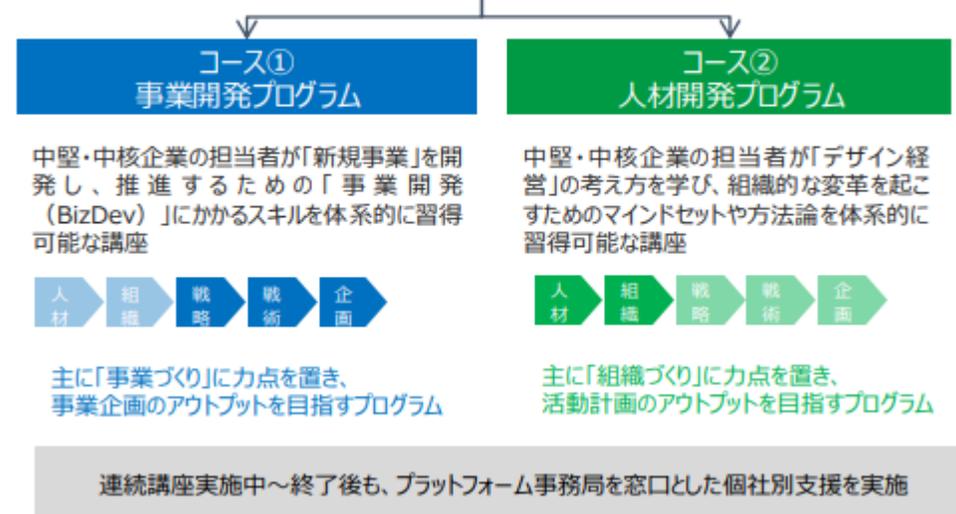


支援プログラム概要

プラットフォームでは、中堅・中核企業の幅広い経営相談に対応する窓口の設置や個社別支援を実施するとともに、「新規事業展開」を後押しする複数の支援プログラム（連続講座）を提供します。

- コース①：事業開発プログラム（事業づくりを考えるコース）
- コース②：人材開発プログラム（組織づくりを考えるコース）

中堅・中核企業の経営課題に応じて、複数の連続講座から選択可能



INPIT知財総合支援窓口（無料相談窓口）

- 中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、全国47都道府県に「INPIT知財総合支援窓口」を設置。
- より専門的な内容の相談は、弁理士・弁護士・ブランド専門家・デザイナーといった専門家及び様々な関係支援機関と連携して支援を行い、効率的・網羅的な支援を提供。

ポイント1

- ✓ 相談無料、もちろん秘密厳守です！

ポイント2

- ✓ 経験豊富な企業OB等の支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！
- ✓ 訪問、電話、Web等による支援も可能です。

ポイント3

- ✓ 専門家からのアドバイスも無料で受けられます！

<問合せ先>

INPIT知財総合支援窓口全国共通ナビダイヤル

直通：0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。



(参考) INPIT知財総合支援窓口HP「知財ポータル」
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

INPIT 知財総合支援窓口

INPIT（インピット）は、特許庁と連携しながら企業における知的財産活用を支援する公的機関です。

知財支援はINPIT

日本の中小企業経営を支えたい
あなたの会社にも他者に負けない「何か」があるはず。その「何か」を意識してみませんか？

知財の面から、知財総合支援窓口がサポートします！

✓ 訪問支援可 ✓ 相談無料 ✓ 秘密厳守

まずはお電話ください！ **0570-082100**
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします

GX

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。**
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）**する。

注1) 措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

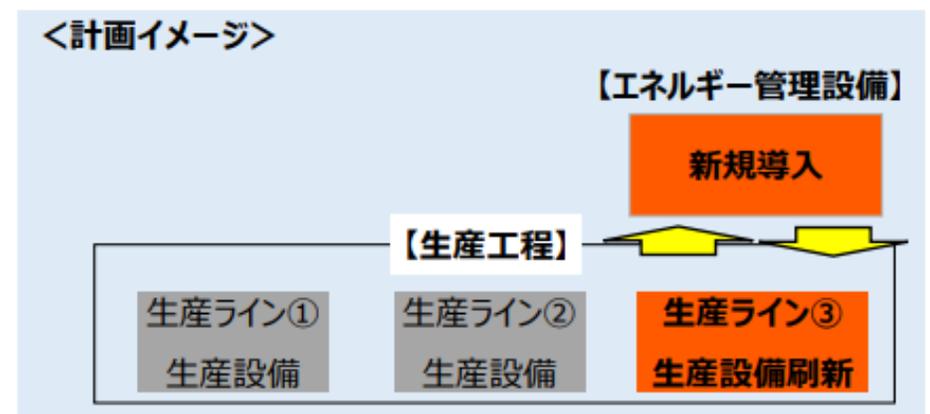
制度概要 【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 (注2)	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外 の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

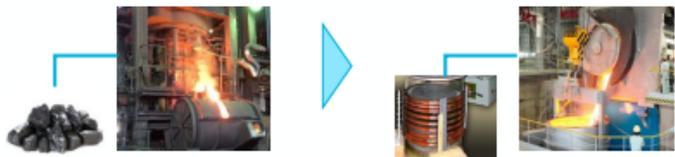


注2) 中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.6参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

省エネ・非化石転換補助金

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助 ● 補助率：1/2（中小） 1/3（大） 等 ● 補助上限額：15億円 等 <p>※サプライチェーン連携枠を創設</p>	<p>【平釜】 【立釜】 ※複数の釜を連結して排熱再利用</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 ● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 ● 補助率：1/2 等 ● 補助上限額：3億円 等 <p>※水素対応設備への改造等を補助対象に追加</p>	<p>【キューボラ式】 ※コークスを使用 【誘導加熱式】 ※電気を使用</p> 
<p>(Ⅲ) 設備単位型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● リストから選択する機器への更新を補助 ● 補助率：1/3 等 ● 補助上限額：1億円 等 <p>※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）</p>	<p>【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】</p> 
<p>(Ⅳ) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助 ● 補助率：1/2（中小） 1/3（大） ● 補助上限額：1億円 	<p>【見える化システムによるロス検出】 【AIによる省エネ最適運転】</p> 

出所 資源エネルギー庁 省エネ支援パッケージ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/data/package_r7.pdf

補助金の詳細についてはこちら：補助金事務局HP 【Ⅰ型・Ⅳ型】 <https://sii.or.jp/koujou07r/> 【Ⅱ型・Ⅲ型】 <https://sii.or.jp/setsubi07r/>